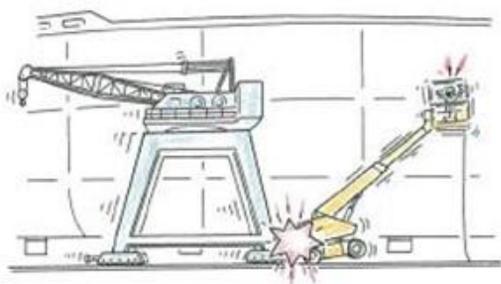


## ⑦激突され

クレーン軌道内に停めた高所作業車に  
クレーンが激突し、バケットより墜落

## 発生状況



クレーン軌道内で作業中の高所作業車に、走行してきたクレーンが激突、作業者がバケットより投げ出され10m墜落した

## 原因

- ✓ 高所作業車の運転手が、稼働中のクレーン軌道内で作業した
- ✓ 高所作業車の運転手が走行するクレーンに気付かなかった。安全帯未使用だった
- ✓ クレーン軌道内での作業間の連絡調整の不徹底。高所作業車を無資格者に運転させた



## 防止対策

- ✓ クレーン軌道内での作業時にはクレーンストッパーを設置する
- ✓ 安全帯の使用を徹底する
- ✓ 無資格者に運転させない。クレーン軌道内での作業に関するルールを決め、徹底させる



クレーン軌道内は危険がいっぱい！  
高所作業車は有資格者に運転させること！

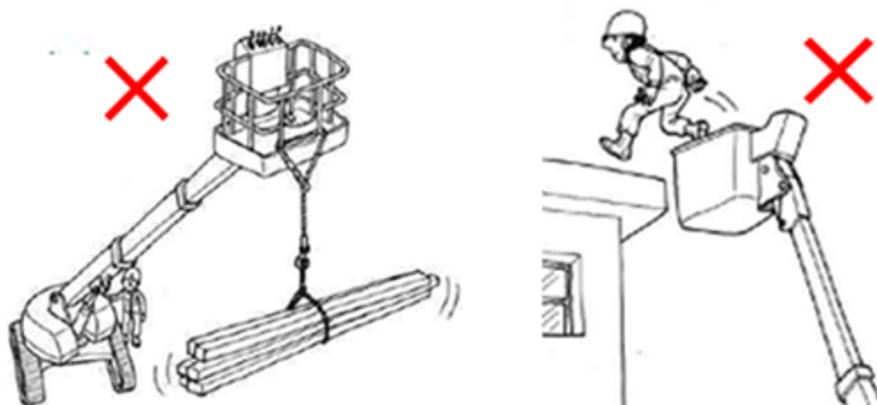


発生年月日  
1998.10.25

| 発生場所    | 作業名・作業内容 | 死傷病名 | 職種   | 塗装職 |
|---------|----------|------|------|-----|
| クレーン軌道内 | 塗装準備作業   | 脳挫傷  | 社/協  | 協力員 |
|         |          |      | 年齢   | 72才 |
|         |          |      | 経験年数 | 5年  |

076

## 用途外使用の禁止



## 作業指揮者を選任しなければならない業務

- ①一の荷で100Kg以上の物を構内運搬車や貨物自動車に積みおろしする作業
- ②車両系荷役運搬機械等を用いた作業を行う時は、作業指揮者を定め、作業計画に基づき作業指揮を行う。
- ③高車を用いて行う作業について作業の計画を定め、これに基づき行う作業
- ④高車の修理又は作業床の設置若しくは取外しの作業
- ⑤移動式クレーンを用いて行う作業